

## 一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、中央終末処理場の防災設備について点検整備業務委託を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この点検整備委託は、防災設備等の機能維持を図るために、当該機器の保守点検調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、点検整備作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、消防設備士、電気工事士、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この点検整備委託は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて行う。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、保守点検業務の性格上、当然必要なものは施工する。

4 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 保守点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

2 整備とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。

3 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

4 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(市係員)

第6条 市係員（以下「係員」という。）は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに、現場責任者及び経歴書、資格等の写し、工程表を係員に提出する。

2 受託者は点検整備終了後、完了届、報告書、写真、作業日報を提出する。ただし、点検整備内容により係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、点検整備作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、点検整備作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 点検整備作業の作業時間は市の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(保守点検用工器具等)

第10条 点検整備用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 改修交換用品等は、原則として受託者が用意する。ただし、一部発注者側にて支給する場合があるので、その場合は支給されたものを使用する。

(保守点検作業用電力及び保守点検作業用水)

第12条 点検整備作業用電力及び点検整備作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、係員と工程等について事前に打合せをする。

## 特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、中央終末処理場の防災設備点検整備業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、処理場設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類(現場説明を含む。)に基づき、係員の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地及び名称)

第3条 (施設名称) (所在地)  
中央終末処理場 和歌山市三葛510番の1

(業務の内容)

第4条

1 業務内容

- (1) 消防法による、総合点検(年1回)、外観点検及び機能点検(6ヶ月点検)。
- (2) 消防署等の所定の様式による、報告書及び届出書の作成。
- (3) 防火扉、防火シャッター、防火ダンパー、排煙窓、非常用照明の調査及び判定(年1回)。
- (4) 点検時において係員の指示による、不具合の整備と軽微な修繕。
- (5) 点検終了後写真帳及び不良内容報告書(詳細写真含む)、不具合箇所の調査及び当該改修に係る見積書の作成。
- (6) 契約期間中もしくは完了後一年以内に、この委託業務に基づく故障が生じたときは、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

(設置数量)

第5条

中央終末処理場

名称	品名・仕様	数量	
自動火災報知設備	複合防災盤	自火報 95L/75L	1台
	副受信機	90L/75L	1台
		15L	1台
	総合盤	P形1級	36台
非常警報設備	複合装置	1台	

	地 区 ベ ル	火報非常ベル		1 台
	感 知 器	差 動 式	スポット型	1 8 4 個
			スポット特種型	2 9 個
		定 温 式	スポット防水型	1 2 2 個
			スポット防爆型	4 個
		煙 感 知 器	光電式 2 種	2 7 8 個
	電 源			2 台
防 排 煙 設 備	感 知 器	煙 感 知 器	光電式 3 種	2 7 個
			熱感知器	1 個
	防排煙操作盤	ダンパー 9 L	防火戸 8 L	1 台
	ダ ン パ ー			2 1 個
	防 火 戸			8 個
	電 源			1 式
排 煙 設 備	排 煙 窓	管 理 棟	引き紐式	8 2 枚
屋 内 消 火 栓 設 備	ポ ン プ			2 基
	呼 び 水 槽			2 基
	消 火 栓 (テスト弁を除く)			2 0 基
	起 動 用 ス イ ッ チ			2 0 個
	放 水 試 験 (テスト弁等)			2 箇所
	各 消 火 栓 圧 力 測 定 (テスト弁等)			2 箇所
	電 源			1 式
管 理 棟 ハロゲン化物 消 火 設 備	ハ ロ ン ガ ス 容 器	6 0 k g 容 器		1 0 本
		容 器 弁		1 0 個
	起 動 用 開 放 器			3 個
	起 動 用 小 容 器			3 個
	起 動 用 操 作 函			3 個

	スピーカー		3個
	手動起動盤		3面
	制御盤		1面
	ハロンガス放出表示灯		7個
	電源装置		1式
	ハロン噴射ヘッド		15個
	圧力スイッチ		3個
	放出試験		1式
	ダンパー	ガス圧式	5箇所
自発棟 ハロゲン化物 消火設備	ハロンガス容器	60kg容器	10本
		容器弁	10個
	起動用開放器		1個
	起動用小容器		1個
	起動用操作函		1個
	スピーカー		2個
	手動起動盤		1面
	制御盤		1面
	ハロンガス放出表示灯		4個
	電源装置		1式
	ハロン噴射ヘッド		6個
	圧力スイッチ		1個
	放出試験		1式
	ダンパー	電気式	2箇所
	移動式消火設備	第3種粉末消火設備	
	二酸化炭素7型		13本
	A B C粉末4型		1本

消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型		1 1 7 本
	A B C 粉 末 2 0 型		5 本
	A B C 粉 末 5 0 型		2 本
誘 導 灯	非 難 口	A 級	1 台
		B 級	3 9 台
		C 級	2 2 台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯 ・ 白 熱 灯		3 4 0 台
非 常 用 放 送 設 備	5 4 0 W 2 0 回 線		1 台

(改修業務)

第6条

1 改修作業

- (1) 自動火災報知設備、点検時不良感知器(支給品)の交換
- (2) 誘導灯の点検時不良ランプ(支給品)及び点灯管(支給品)の交換
- (3) 非常用照明の点検時不良ランプ(支給品)及び点灯管(支給品)の交換
- (4) 防火ダンパーの目視動作確認 (機能点検時)
- ・ 外部より防火ダンパー可動部へ潤滑油スプレー等にて注油し円滑な動作を確認する。 9 台
- (5) 屋内消火栓設備 消火栓ホースの交換(支給品)。引き取り処分を含む。
- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 管理棟 4 階通路東          | 2 本 |
| 管理棟 3 階通路東          | 2 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 1 階 沈砂池ファン室 | 2 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 B2 階 ポンプ室東  | 2 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 B2 階 ポンプ室西  | 2 本 |
- (6) 消火器 (支給品) の取替え 引き取り処分を含む。
- |                    |     |
|--------------------|-----|
| A B C 粉 末 5 0 型    |     |
| 管理棟 B 1 階油タンク室     | 1 本 |
| A B C 粉 末 1 0 型    |     |
| 汚泥処理棟 B 1 階ポンプ室    | 1 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 B 2 階東ポンプ棟 | 1 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 B 1 階東ポンプ棟 | 1 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 B 1 階沈砂池東  | 2 本 |
| 沈砂池ポンプ棟 1 階電気室     | 1 本 |

沈砂池ポンプ棟 1 階汚水ポンプ室	1 本
沈砂池ポンプ棟 1 階雨水ポンプ室	4 本
沈砂池ポンプ棟 1 階名草系ホッパー流入室	1 本
沈砂池ポンプ棟 2 階換気機械室	1 本
用水棟 1 階電気室	2 本
濃縮汚泥棟 1 階ポンプ室階段前	2 本
屋外管理棟前管理棟前地下タンク（屋外駐輪場）	2 本
屋外汚泥処理棟汚泥等前地下タンク（貯蔵所前）	2 本

#### A B C 粉末 2 0 型

高圧フィーダー棟 1 階高圧フィーダー室	1 本
自家発電機棟 1 階 発電機室	2 本
屋外発電機棟自家発電棟前地下タンク（貯蔵所前）	2 本

(7) 感知器の移設（感知器交換（支給品）、その他新設配管・配線等は受注者用意）

汚泥処理棟地下 2 階（高さ約 5.5m） 2 個所

(8) ハロゲン化物消火設備

破開針交換 2 個所(支給品)。引き取り処分を含む。

(資格等注意事項)

第 7 条 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）及び消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号）に規定する消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な資格を有するすべての者を直接雇用し、次の（1）から（7）までの資格を有した者を履行場所に配置できること。

ただし、複数の資格を有する者を配置することは妨げない。

(1) 消防設備士甲種又は乙種第 1 類、又は消防設備点検資格者第 1 種

(2) 消防設備士甲種又は乙種第 3 類、又は消防設備点検資格者第 1 種

(3) 消防設備士甲種又は乙種第 1 類、第 2 類又は第 3 類、又は消防設備点検資格者第 1 種

(4) 消防設備士甲種又は乙種第 4 類

(5) 消防設備士乙種第 6 類、又は消防設備点検資格者第 1 種

(6) 消防設備士甲種又は乙種第 4 類又は乙種第 7 類、又は消防設備点検資格者第 2 種

(7) 電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第 4 類又は乙種第 7 類

2 電気工事士法（昭和 3 5 年法律第 1 3 9 号）に規定する第 1 種電気工事士免状の交付を受けている者を直接雇用し、業務の履行場所に配置できること。

(その他)

第 8 条 中央終末処理場は現在、稼動中であり運転に支障を来たさないようにすること。

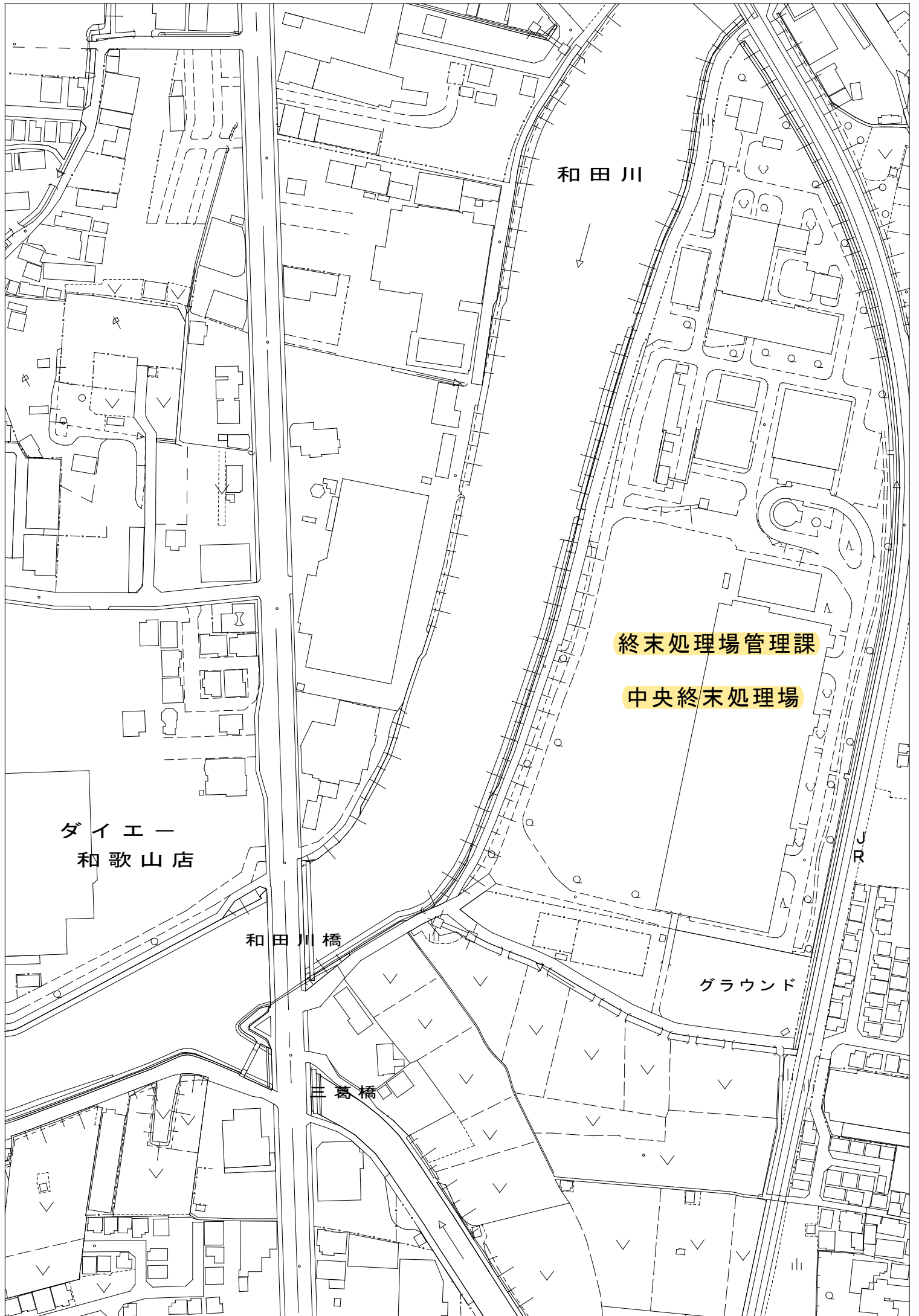
1 受注者は、委託契約締結後速やかに現場代理人を選任し、経歴書及び資格免状の写しを添えて提出すること。なお、現場代理人は点検時に常駐すること。

- 2 受注者は、委託契約締結後速やかに工程表を作成し、提出すること。
- 3 受注者は、委託契約締結後速やかに係員と業務内容について十分協議すること。
- 4 受注者は、当該点検において各点検項目別に撮影し、提出すること。なお、撮影には、状況を説明する黒板をいれること。また、提出については、点検写真を整理し、状況説明を明記すること。
- 5 受注者は、点検完了後、完了届を提出すること。
- 6 所轄消防署への報告書提出が必要なため、当該業務に係る官公庁等への手続きは、すべて受注者が行うこと。（令和8年度提出必要）
- 7 床上操作式天井走行クレーンの使用を希望する際は、必要な資格の写しを提出すること。
- 8 消防設備の操作や感知器等が誤動作した場合の対処を問い合わせることがあり、その回答をすること。
- 9 防災設備改修にあたり、施工前に消防署等関係機関へ事前協議を行い、必要となる場合には所定様式による関係書類を提出のうえ、消防検査が必要である場合には受注者にて受検すること。
- 10 撤去品は、関係法令に従い適切に処分すること。

（疑義）

第9条 本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

（参考）所轄消防署 （中消防署）



和田川

終末処理場管理課

中央終末処理場

ダイエー  
和歌山店

和田川橋

グラウンド

三葛橋

## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「発注者」という。）と、XXXXXXXX（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、中央終末処理場防災設備点検整備業務委託（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年XX月XX日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、X, XXX, XXX円（消費税及び地方消費税分XXX, XXX円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（受注者の債務不履行）

第10条 受注者は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、発注者の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、委託業務のすべてについて完了した後に、前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。なお、消費税及び地方消費税率については、委託業務の完成通知書を提出した日における税率を適用するものとする。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、発注者の責務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（受注者の不完全履行責任）

第18条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、受注者に対し、完全な履行を請求することができる。

2 発注者は、受注者に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第19条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 受注者は、委託業務の履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、発注者受注者間に訴訟の必要が生じた場合、発注者を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

受注者

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し  
てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、  
書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその  
処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限  
りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなけ  
ればならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項  
第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速や  
かに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に  
従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法  
で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理  
状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものと  
し、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、  
甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が  
生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しな  
ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生  
した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その  
損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並  
びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 一 般 仕 様 書

(適用)

第1条 この仕様書は、手平中継ポンプ場初め15か所防災設備について点検整備業務委託を行うものに適用する。

(目的)

第2条 この点検整備委託は、防災設備等の機能維持を図るために、当該機器の保守点検調整を行い、あわせて劣化及び磨耗等について技術的評価を行うものである。

(法令等の遵守)

第3条 受託者は、点検整備作業にあたり関係する法令、条例、規則（以下「関係法令等」という。）を遵守し合法的に行うものとする。

2 受託者は、消防設備士、電気工事士、その他資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格等を有するものに行わせるものとする。

3 「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、下水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

(基本事項)

第4条 この点検整備委託は、契約書、一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に基づいて行う。

2 特記仕様書及び添付図書に記載された事項は、一般仕様書に優先する。

3 一般仕様書、特記仕様書及び添付図書に明示されていない事項であっても、保守点検業務の性格上、当然必要なものは施工する。

4 仕様書等に疑義がある場合は、双方の協議によってこれを決定する。

(用語)

第5条 保守点検とは、機器の機能及び劣化の状態を調べることをいい、機器の機能に異常又は劣化がある場合は、必要により対応措置を判断することを含む。

2 整備とは、機器の必要とする性能又は機能を維持する目的で行う消耗部品又は材料の取替え、注油、汚れ等の除去、部品調整等の軽微な作業を行う。

3 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

4 技術的評価とは、機器の劣化や磨耗等について状況を評価し、機器の機能維持に必要な措置や機器の寿命等を判断することをいう。

(市係員)

第6条 市係員（以下「係員」という。）は、この一般仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に立会い、受託者に対し指示等を行うことができる。

(提出書類)

第7条 受託者は、契約後すみやかに、現場責任者及び経歴書、資格等の写し、工程表を係員に提出する。

2 受託者は点検整備終了後、完了届、報告書、写真、作業日報を提出する。ただし、点検整備内容により係員が別途、他の書類の提出を求めることができる。

(安全管理)

第8条 受託者は、点検整備作業にあたり、関係法令等を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努める。

2 受託者は、点検整備作業にあたり、酸素欠乏危険箇所及び薬液等の漏洩が予想される箇所、高所、地下並びに道路上での作業、その他、特に危険が予想される箇所では事故防止に努める。

3 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火措置を講じる。

(作業時間)

第9条 点検整備作業の作業時間は市の規定に従う。ただし、時間外作業を行う場合は事前に係員に承認を得るものとする。

(保守点検用工器具等)

第10条 点検整備用工器具及び作業用消耗品は、原則として受託者が用意する。

(改修交換用品等)

第11条 改修交換用品等は、原則として受託者が用意する。ただし、一部発注者側にて支給する場合があるので、その場合は支給されたものを使用する。

(保守点検作業用電力及び保守点検作業用水)

第12条 点検整備作業用電力及び点検整備作業用水は、原則として施設にあるものを使用する。

(工程等の打合せ)

第13条 受託者は、係員と工程等について事前に打合せをする。

## 特記仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、手平中継ポンプ場初め15か所の防災設備点検整備業務を円滑適正に行うため、その業務要領を定めることを目的とするものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、ポンプ場設備の機能を十分に達成できるよう、契約書、仕様書、その他関係書類(現場説明を含む。)に基づき、係員の指示に従い、能率的、経済的、かつ完全に業務を履行しなければならない。

(業務場所の所在地及び名称)

第3条 (施設名称)	(所在地)
1. 手平中継ポンプ場	和歌山市手平1丁目6番5号
2. 本町中継ポンプ場	和歌山市北桶屋町7
3. 中之島汚水中継ポンプ場	和歌山市中之島1735番
4. 太田汚水中継ポンプ場	和歌山市太田1丁目8番2号
5. 旭橋雨水ポンプ場	和歌山市紀三井寺807番の66
6. 名草第2汚水中継ポンプ場	和歌山市紀三井寺735番
7. 毛見汚水中継ポンプ場	和歌山市毛見973番の2
8. マリーナ汚水中継ポンプ場	和歌山市毛見1501番
9. 大門川雨水ポンプ場	和歌山市太田636番
10. 大門川調整池	和歌山市黒田27番
11. 名草第1汚水中継ポンプ場	和歌山市紀三井寺230番の3
12. 毛見雨水ポンプ場	和歌山市毛見1439番の2
13. 杭ノ瀬第1調整池ポンプ場	和歌山市南出島86番
14. 湊南汚水中継ポンプ場	和歌山市湊御殿3丁目3番1号
15. 中之島雨水ポンプ場	和歌山市宇治家裏167番の12

(業務の内容)

第4条

### 1 業務内容

- (1) 消防法による、総合点検(年1回)、外観点検及び機能点検(6ヶ月点検)。
- (2) 消防署等の所定の様式による、報告書及び届出書の作成。
- (3) 防火扉、防火シャッター、防火ダンパー、排煙窓、非常用照明の調査及び判定(年1回)。
- (4) 通報装置設置ポンプ場にあっては、連動動作確認。
- (5) 点検時において係員の指示による、不具合の整備と軽微な修繕。
- (6) 点検終了後写真帳及び不良内容報告書(詳細写真含む)、不具合箇所の調査及び当該改修に係る見積書の作成。
- (7) 契約期間中もしくは完了後一年以内に、この委託業務に基づく故障が生じたとき

は、係員の指示にしたがい速やかに無償にて補修又は取り替えを行うものとする。

(設置数量)

第5条

1. 手平中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様			数 量	
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 15 L / 6 L		1 台	
	副 受 信 機	15 L / 6 L		1 台	
	総 合 盤	P形1級		2 台	
	感 知 器	差 動 式	スポット型		8 個
		定 温 式	スポット型		6 個
			スポット防爆型		1 個
		炎 式	赤外線式		4 個
煙 感 知 器	光電式2種		24 個		
電 源				1 式	
防 排 煙 設 備	感 知 器	煙 感 知 器	光電式3種	3 個	
	防 排 煙 操 作 盤	ダンパー 2 L	防火戸 5 L	1 台	
	防 火 シ ャ ッ タ ー			1 個	
	防 火 戸			1 個	
	電 源			1 式	
排 煙 設 備	排 煙 窓	操 作 室	ハンドル式	5 枚	
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型			13 本	
移 動 式 消 火 設 備	第 3 種 粉 末 消 火 設 備			3 本	
誘 導 灯	非 難 口	C 級		17 台	
		B 級		1 台	
	通 路	B 級		4 台	
非 常 用 照 明	蛍 光 灯			26 台	

2. 本町中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量	
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 10L/6L	1台	
	総 合 盤	P形1級	4台	
	感 知 器	定 温 式	スポット型	4個
		煙 感 知 器	光電式	15個
	電 源		1式	
移動式消火設備	第3種粉末消火設備		2台	
消 火 器	ハロソ 1301	2kg	3本	
	ABC粉末10型		6本	
誘 導 灯	非 難 口	C級	7台	
	通 路	C級	3台	
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		41台	

### 3. 中之島汚水中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量	
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 1L	1台	
	総 合 盤	P形2級	1台	
	感 知 器	煙 感 知 器	光電式	3個
	電 源		1式	
消 火 器	ABC粉末10型		5本	
誘 導 灯	非 難 口	C級	3台	
	通 路	C級	1台	
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		16台	

### 4. 太田汚水中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 10L/7L	1台
	総 合 盤	P形1級	4台

	感 知 器	定 温 式	スポット型	27個
		煙 感 知 器	光電式	15個
	地 区 ベ ル	ベルボックス		1台
	電 源			1式
消 火 器	ハ ロ ン 1 0 型			3本
	A B C 粉 末 1 0 型			5本
誘 導 灯	非 難 口	C級		8台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯			34台

#### 5. 旭橋雨水ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様			数 量
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 3L/3L		1台
	総 合 盤	P 形 2 級		3台
	感 知 器	煙 感 知 器	光電式	9個
	地 区 ベ ル	ベルボックス		1台
	電 源			1式
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型			7本
誘 導 灯	非 難 口	C級		4台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯			14台

#### 6. 名草第2汚水中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様			数 量
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 1L		1台
	総 合 盤	P 形 2 級		1台
	感 知 器	煙 感 知 器	光電式	3個
	電 源			1式
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型			4本
誘 導 灯	非 難 口	C級		4台

非常用照明	蛍光灯	8台
-------	-----	----

7. 毛見汚水中継ポンプ場

名称	品名・仕様		数量	
自動火災報知設備	受信機	自火報 3L/1L P形2級	1台	
	感知器	差動式	スポット型	2個
		定温式	スポット型	1個
	地区ベル	ベルボックス	1台	
	電源		1式	
消火器	ABC粉末10型		5本	
誘導灯	非難口	C級	2台	
非常用照明	蛍光灯		4台	

8. マリーナ汚水中継ポンプ場

名称	品名・仕様		数量	
自動火災報知設備	受信機	自火報 3L/3L	1台	
	総合盤	P形2級	1台	
	感知器	差動式	スポット型	5個
		定温式	スポット型	17個
		煙感知器	光電式	1個
	地区ベル	ベルボックス	1台	
電源		1式		
消火器	ABC粉末4型		1本	
	ABC粉末10型		4本	
誘導灯	非難口	C級	2台	
非常用照明	蛍光灯		14台	

9. 大門川雨水ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様			数 量
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 10L/8L		1台
	総 合 盤	P 形 1 級		6台
	感 知 器	差 動 式	スポット型	4個
		定 温 式	スポット型	2個
		煙 感 知 器	光電式	28個
	地 区 ベ ル	ベルボックス		1台
	電 源			1式
排 煙 設 備	排 煙 窓	操 作 室	ハンドル式	1枚
移動式消火設備	第3種粉末消火設備			1台
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型			15本
	泡 消 火 1 0 0 型			1本
誘 導 灯	非 難 口	C級		13台
	誘 導 灯 信 号 装 置			1台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯			43台

#### 10. 大門川調整池

名 称	品 名 ・ 仕 様			数 量
消 火 器	二 酸 化 炭 素 7 型			1台
	A B C 粉 末 1 0 型			2台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯			4台

#### 11. 名草第1汚水中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様			数 量
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 5L/5L		1台
	総 合 盤	P 形 2 級		2台
	感 知 器	差 動 式	スポット型	7個

	煙 感 知 器	光電式	1 個
	電 源		1 台
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型		3 本
誘 導 灯	非 難 口	C 級	4 台
	誘 導 灯 信 号 装 置		1 台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		6 台

12. 毛見雨水ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量	
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 5 L / 5 L	1 台	
	総 合 盤	P 形 1 級	3 台	
		P 形 1 級 防水型	1 台	
	感 知 器	定 温 式	スポット型	1 1 個
			スポット型防水	8 個
		煙 感 知 器	光電式	8 個
	電 源		1 式	
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型		1 1 本	
誘 導 灯	非 難 口	C 級	6 台	
	誘 導 灯 信 号 装 置		1 台	
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		3 7 台	
消防隊進入口灯	白 熱 灯		2 台	

13. 杭ノ瀬第1調整池ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 3 L / 2 L	1 台
	総 合 盤	P 形 2 級	2 台
	感 知 器	差 動 式	スポット型

	定 温 式	スポット型	5 個
	煙 感 知 器	光電式	3 個
	電 源		1 式
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型		8 本
誘 導 灯	非 難 口	C 級	9 台
	通 路	B 級	7 台
	誘 導 灯 信 号 装 置		1 台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		1 8 台

14. 湊南污水中継ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様		数 量	
自動火災報知設備	受 信 機	自火報 10L/9L	1 台	
	総 合 盤	P 形 1 級	7 台	
	感 知 器	差 動 式	スポット型	2 4 個
	感 知 器	定 温 式	スポット型防水	6 個
			スポット型防曝	2 個
		煙 感 知 器	光電式	3 個
電 源		1 式		
移動式消火設備	第 3 種 粉 末 消 火 設 備		2 台	
消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型		1 6 本	
	A B C 粉 末 5 0 型		1 本	
誘 導 灯	非 難 口	C 級	1 3 台	
	通 路	C 級	1 1 台	
	誘 導 灯 信 号 装 置		1 台	
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		4 4 台	

15. 中之島雨水ポンプ場

名 称	品 名 ・ 仕 様	数 量
-----	-----------	-----

消 火 器	A B C 粉 末 1 0 型		7 台
誘 導 灯	非 難 口	C 級	5 台
	通 路	B 級	2 台
	誘 導 灯 信 号 装 置		1 台
非 常 用 照 明	蛍 光 灯		2 5 台

(改修業務)

第 6 条

1 改修作業

- (1) 自動火災報知設備、点検時不良感知器(支給品)の交換
- (2) 誘導灯の点検時不良ランプ(支給品)及び点灯管(支給品)の交換
- (3) 非常用照明の点検時不良ランプ(支給品)及び点灯管(支給品)の交換
- (4) 消火器(支給品)の取替え。引き取り処分を含む。

A B C 1 0 型

本町中継ポンプ場	6 本
太田汚水中継ポンプ場	7 本
旭橋雨水ポンプ場	7 本
毛見汚水中継ポンプ場	3 本
大門川調整池	2 本
名草第 1 汚水中継ポンプ場	3 本
中之島雨水ポンプ場	3 本

A B C 5 0 型

湊南汚水中継ポンプ場	1 本
------------	-----

- (5) 次のポンプ場の自動火災報知設備の取替え及び移設

ア 手平中継ポンプ場 自動火災報知設備

(ア) 2 階 L10 倉庫

定温式スポット型感知器(防爆型)交換 1 台(支給品)の取替え。引き取り処分を含む。

(イ) ポンプ室(ポンプ室高天井)

光電式スポット型煙感知器

2 個所の取替え及び移設(光電式スポット型煙感知器(支給品)、その他新設配管・配線等は受注者用意)。

(資格等注意事項)

第 7 条 消防法(昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号)及び消防法施行規則(昭和 3 6 年自治省令第 6 号)に規定する消防用設備等の法定保守点検を行うのに必要な資格を有するすべての者

を直接雇用し、次の（１）から（７）までの資格を有した者を履行場所に配置できること。

ただし、複数の資格を有する者を配置することは妨げない。

- （１）消防設備士甲種又は乙種第１類、又は消防設備点検資格者第１種
- （２）消防設備士甲種又は乙種第３類、又は消防設備点検資格者第１種
- （３）消防設備士甲種又は乙種第１類、第２類又は第３類、又は消防設備点検資格者第１種
- （４）消防設備士甲種又は乙種第４類
- （５）消防設備士乙種第６類、又は消防設備点検資格者第１種
- （６）消防設備士甲種又は乙種第４類又は乙種第７類、又は消防設備点検資格者第２種
- （７）電気工事士免状又は電気主任技術者免状を併せ持つ消防設備士甲種又は乙種第４類又は乙種第７類

２ 電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）に規定する第１種電気工事士免状の交付を受けている者を直接雇用し、業務の履行場所に配置できること。

（その他）

第８条 各ポンプ場は現在、稼動中であり運転に支障を来たさないようにすること。

- １ 受注者は、委託契約締結後速やかに現場代理人を選任し、経歴書及び資格免状の写しを添えて提出すること。なお、現場代理人は点検時に常駐すること。
- ２ 受注者は、委託契約締結後速やかに工程表を作成し、提出すること。
- ３ 受注者は、委託契約締結後速やかに係員と業務内容について十分協議すること。
- ４ 受注者は、当該点検において各点検項目別に撮影し、提出すること。なお、撮影には、状況を説明する黒板をいれること。また、提出については、点検写真を整理し、状況説明を明記すること。
- ５ 受注者は、点検完了後、完了届を提出すること。
- ６ 所管消防署への報告書提出が必要なため、当該業務に係る官公庁等への手続きは、すべて受注者が行うこと。（令和８年度提出必要）
- ７ 床上操作式天井走行クレーンの使用を希望する際は、必要な資格の写しを提出すること。
- ８ 消防設備の操作や感知器等が誤動作した場合の対処を問い合わせることがあり、その回答をすること。
- ９ 改修業務に際し、第６条に記載の器具以外必要なものは受注者が用意すること。
- １０ 防災設備改修に当たり、施工前に消防署等関係機関へ事前協議を行い、必要となる場合には所定様式による関係書類を提出のうえ、消防検査が必要である場合には受注者にて受検すること。
- １１ 撤去品は、関係法令に従い適切に処分すること。

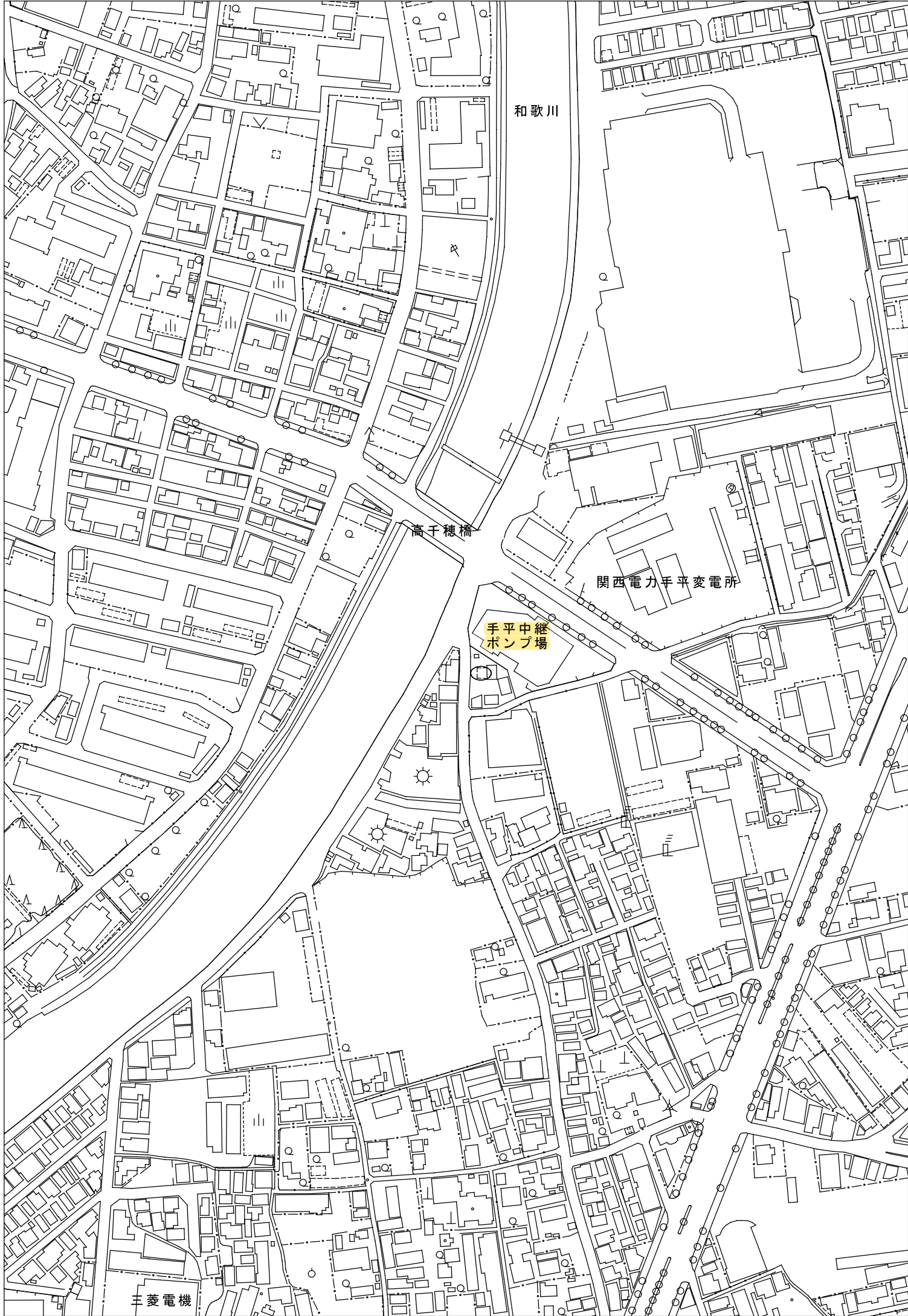
（疑義）

第９条 本仕様書に疑義を生じた場合は、両者協議のうえ定めるものとする。

（参考）所轄消防署

（中消防署）手平中継ポンプ場，本町中継ポンプ場，中之島汚水中継ポンプ場，旭橋雨水ポ

ンプ場，名草第2汚水中継ポンプ場，毛見汚水中継ポンプ場，マリーナ汚水中  
継ポンプ場，大門川調整池，名草第1汚水中継ポンプ場，毛見雨水ポンプ場，  
杭ノ瀬調整池ポンプ場，湊南汚水中継ポンプ場，中之島雨水ポンプ場  
(東消防署) 太田汚水中継ポンプ場，大門川雨水ポンプ場



和歌川

高千穂橋

関西電力手平変電所

手平中継  
ポンプ場

三菱電機



善相寺

元寺町四丁目

真田堀川

国道24号

西旅籠町

本弘寺

元寺町三丁目

山吹丁

本町小学校

本町連絡所

本町四丁目

住吉町

本町幼稚園

北新桶屋町

東釘貫丁一丁目

北桶屋町

北新五丁目

本町郵便局

本町公園

本町三丁目

地下駐車場

元寺町二丁目

城北通り

本町中継ポンプ場

北大工町

新築地橋

元寺町一丁目

東鍛冶屋町

南大工町

本町二丁目

匠町

住吉神社

本町一丁目

中ノ店南ノ丁

雑質橋

京橋交番

雑質町

京橋

市堀川

住吉橋

堀詰橋



中之島小学校

貝柄町変電所

大阪瓦斯  
中之島供給所

中之島中継ポンプ場

大門川

和歌山労働基準局

大新建設所

大新小学校

地下駐車場

友田郵便局

和歌山ターミナルビル

和歌山駅

JAビル

南海  
電鉄

太田第四公園

太田汚水中継  
ポンプ場

公共職業安定所



ダイエー和歌山店

和田川橋

三葛橋

旭橋雨水ポンプ場

旭橋団地集会所

県立医科大学附属病院





おはま橋

メトロ・ヒルズ

県立医科大学附属病院

丸長

紀三井寺橋

名草第2汚水中継ポンプ場

JR西日本

紀三井寺線道駅

県立医科大学附属病院

中津川

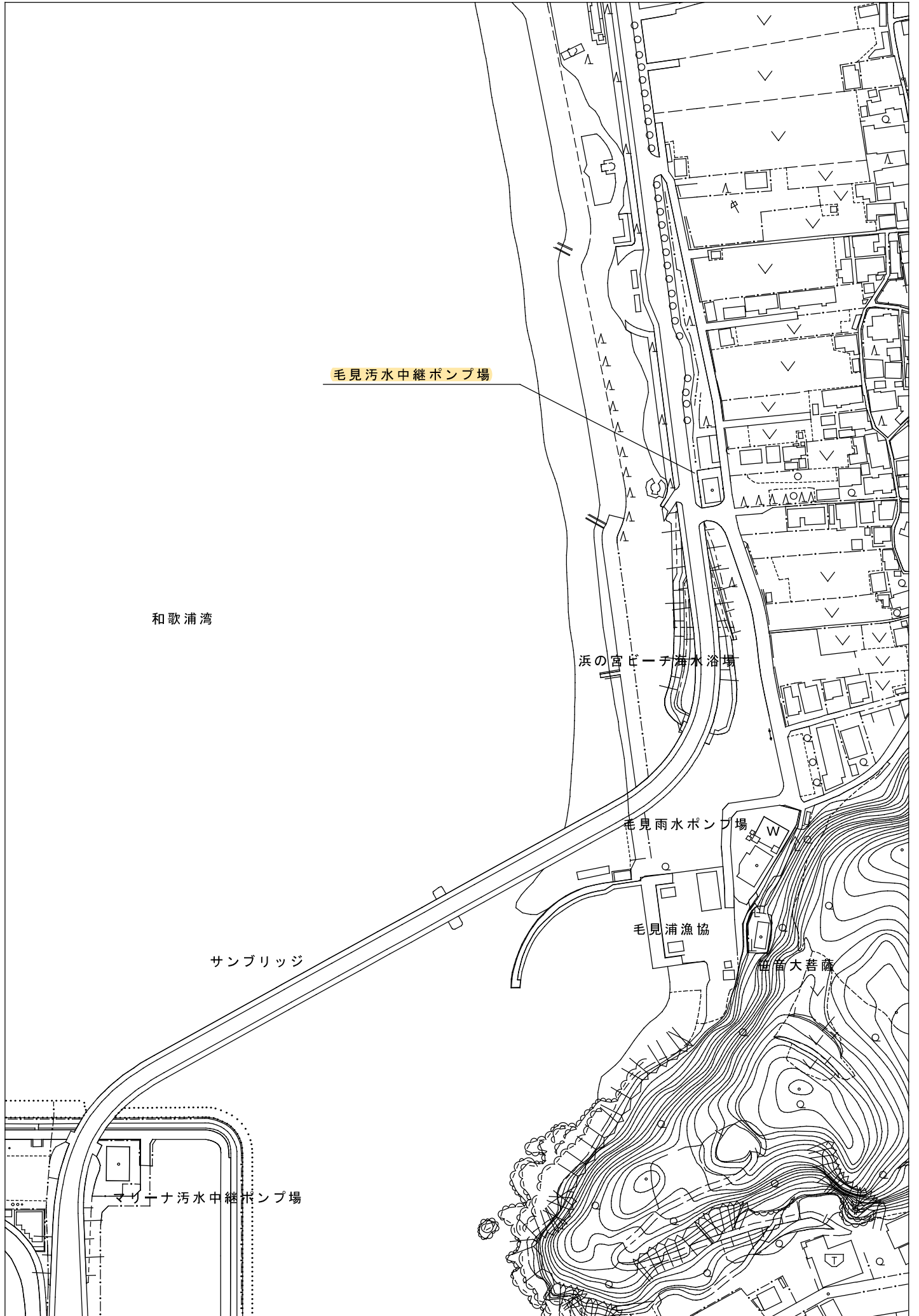
和歌山地域地場  
産業振興センター

紀三井寺交番

中津川橋

紀三井寺川水門

紀三井寺川ポンプ場



毛見汚水中継ポンプ場

和歌浦湾

浜の宮ビーチ海水浴場

毛見雨水ポンプ場

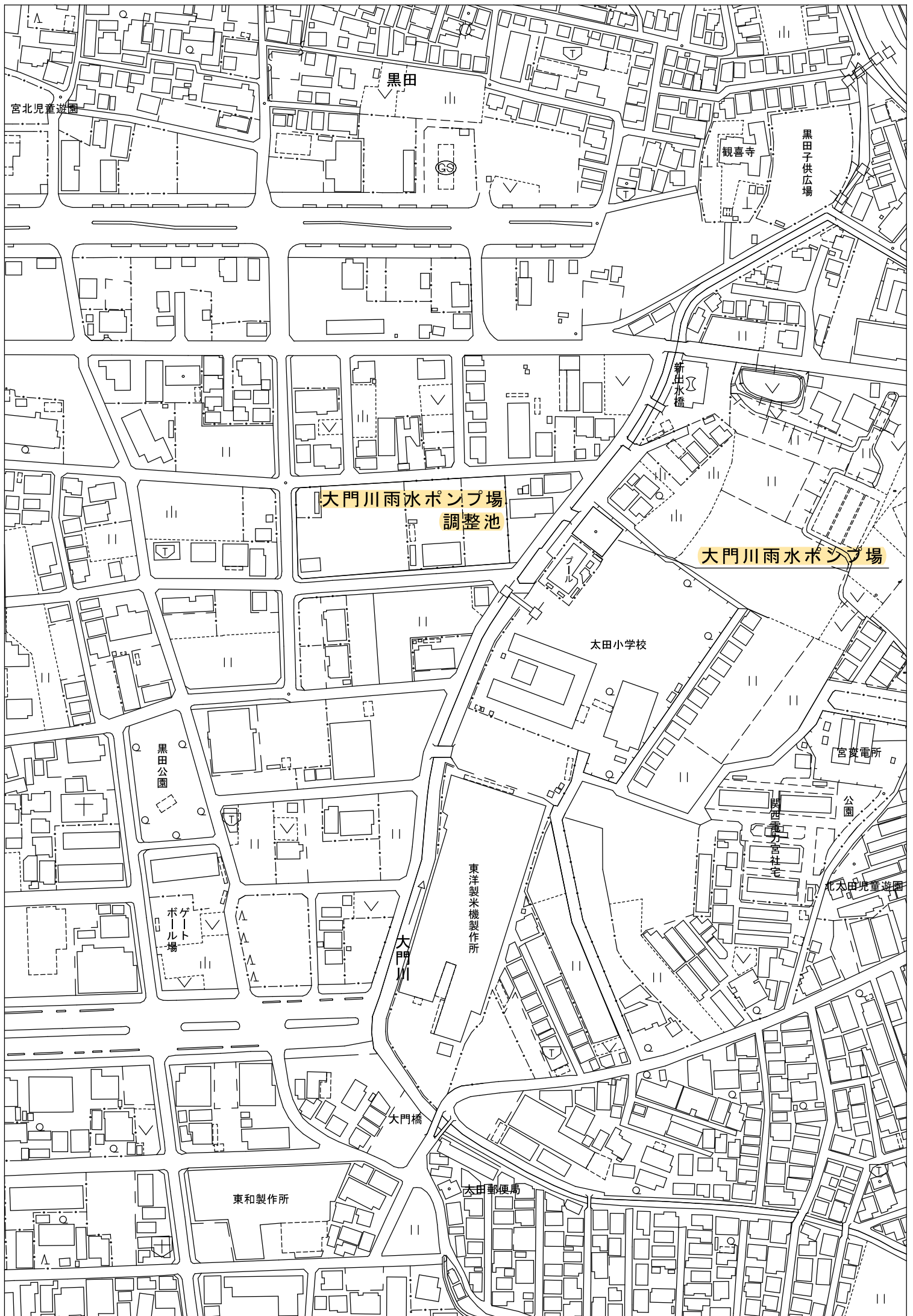
毛見浦漁協

徳音大菩薩

サンブリッジ

マリーナ汚水中継ポンプ場





宮北児童遊園

黒田

親喜寺

黒田子供広場

新出水橋

大門川雨水ポンプ場  
調整池

大門川雨水ポンプ場

太田小学校

宮変電所

黒田公園

公園

ボート場

東洋製米機製作所

開田藩方宮社宅

北太田児童遊園

大門川

大門橋

東和製作所

太田郵便局

浜之宮病院

亀の川橋

亀の川

紀三井寺縁道

国道42号

名草第1中継ポンプ場

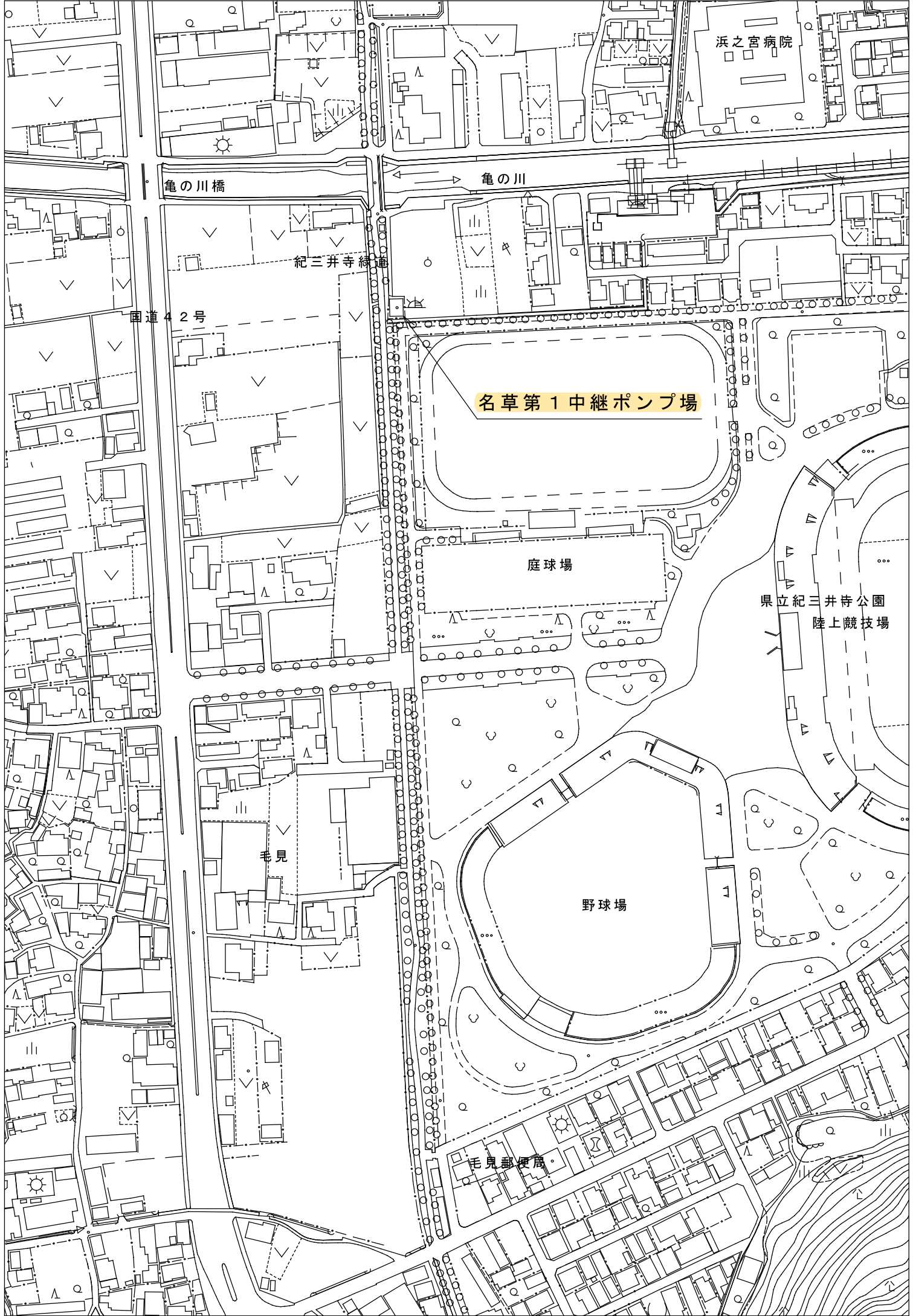
庭球場

県立紀三井寺公園  
陸上競技場

毛見

野球場

毛見郵便局



和歌浦湾

浜の宮ビーチ海水浴場

毛見雨水ポンプ場

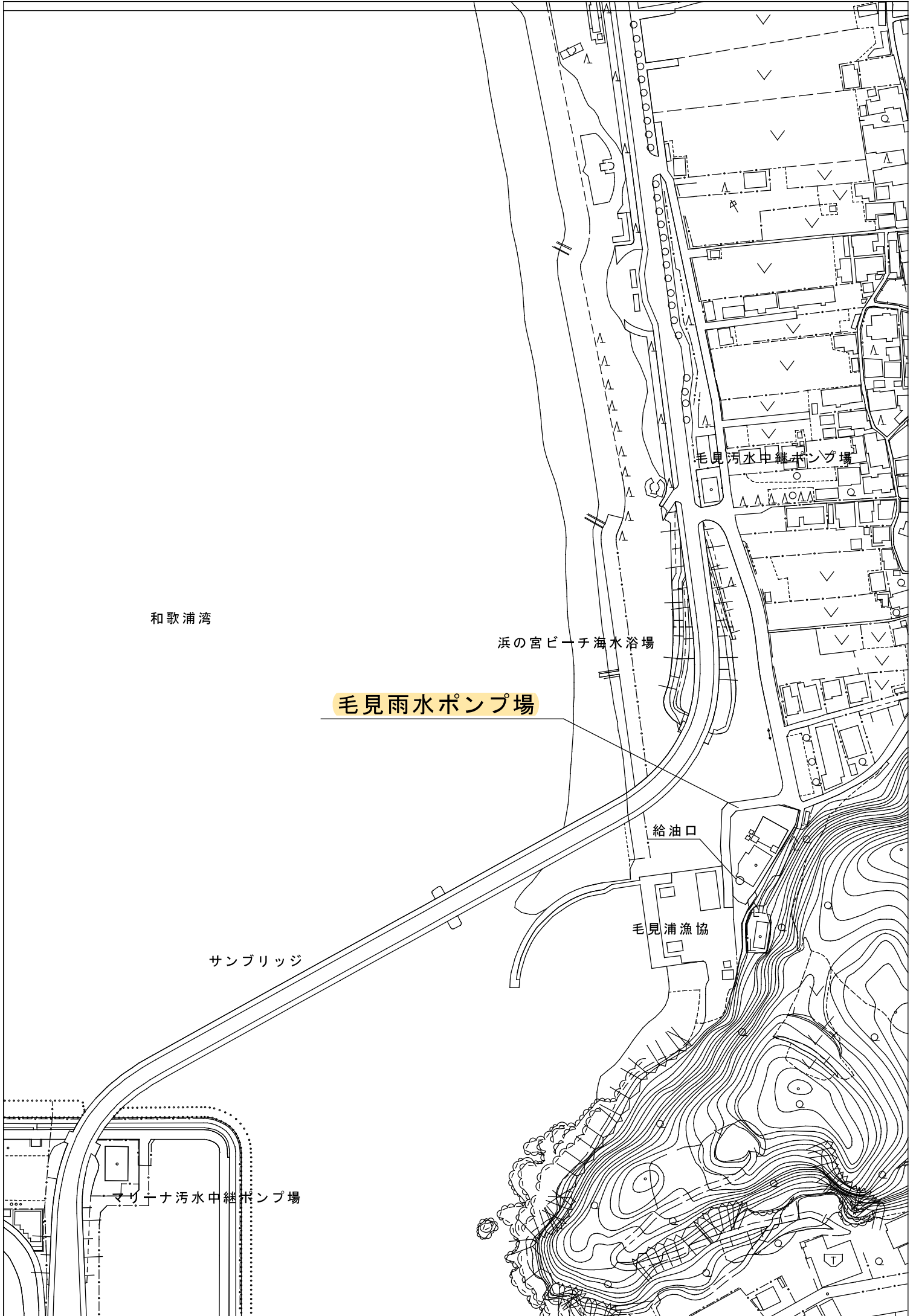
毛見汚水中継ポンプ場

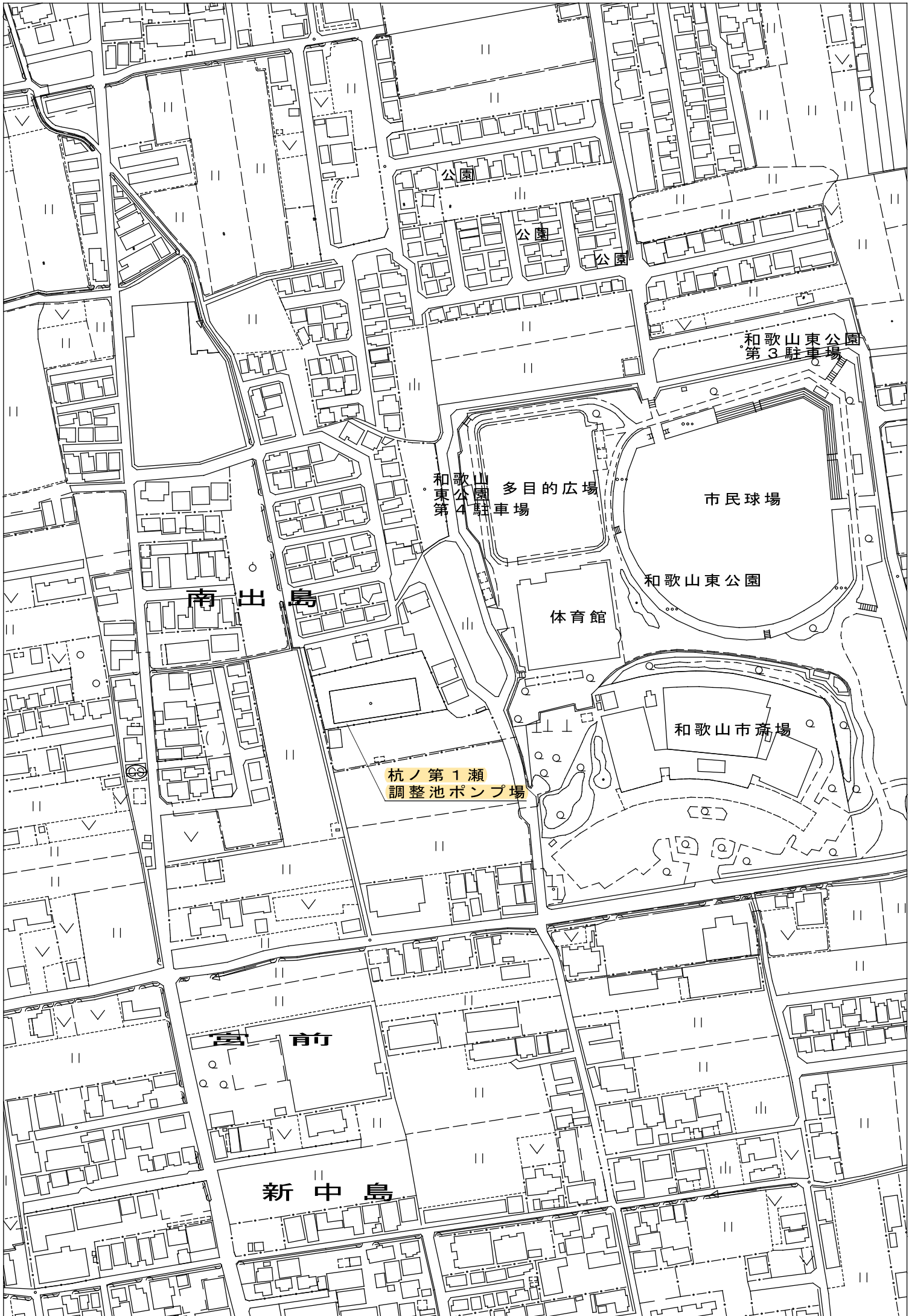
給油口

毛見浦漁協

サンブリッジ

マリーナ汚水中継ポンプ場





公園

公園

公園

和歌山東公園  
第3駐車場

多目的広場  
和歌山第4公園  
駐車場

市民球場

和歌山東公園

体育館

南出島

和歌山市斎場

杭ノ第1瀬  
調整池ポンプ場

高前

新中島



築地川

大和橋

酒直

和歌山積材工業所

舟津町交差点

水軒川

湊南污水  
中継ポンプ場

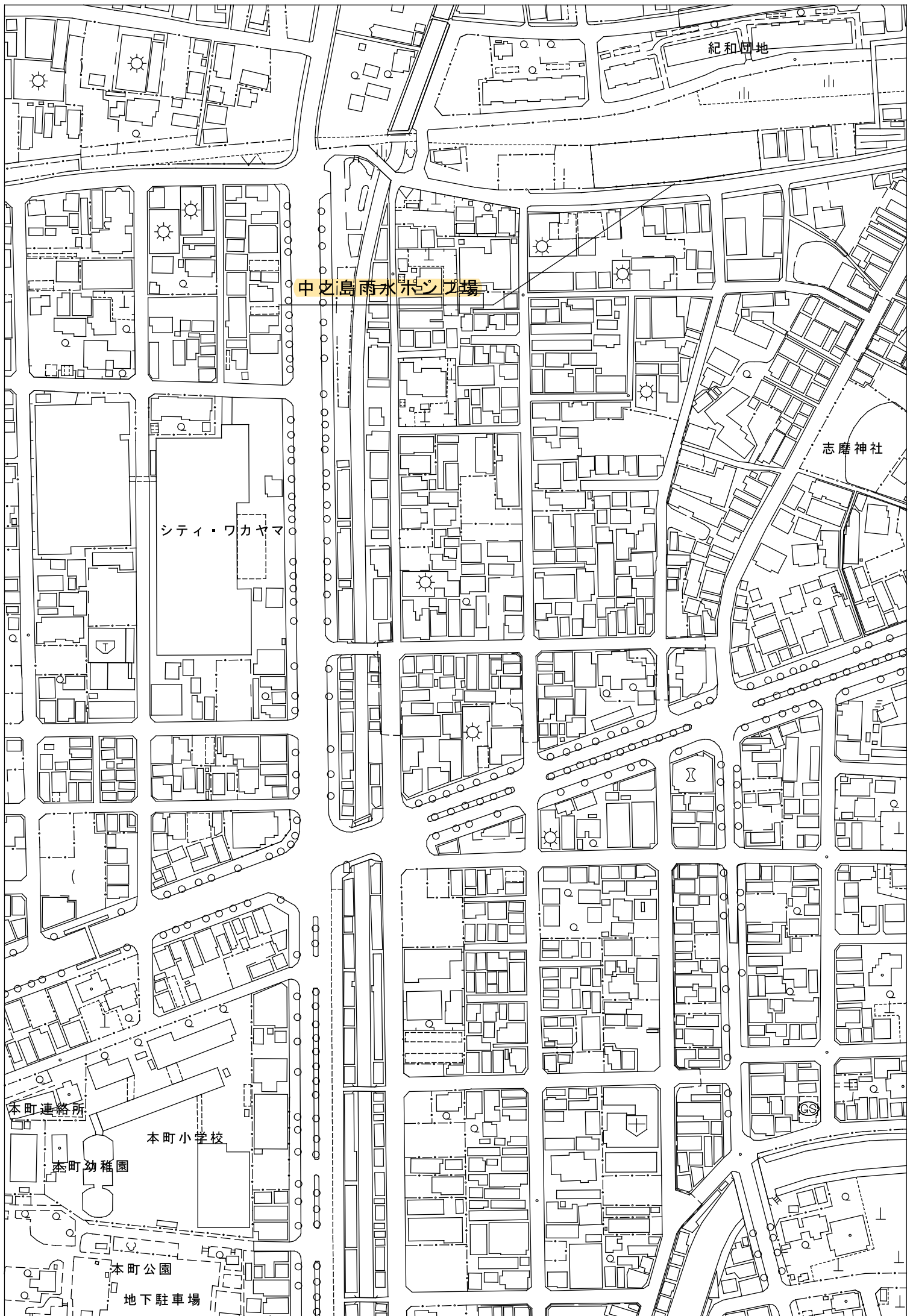
湊御殿全館

湊御殿公園

魁橋

花王石鹼和歌山工場

農林水産省  
大阪食料  
和歌山事務所



紀和町地

中之島雨水ポンプ場

志摩神社

シティ・ワカヤマ

本町連絡所

本町小学校

本町幼稚園

本町公園

地下駐車場

## 業 務 委 託 契 約 書

和歌山市（以下「発注者」という。）と、XXXXXXXXXX（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第1条 発注者は、手平中継ポンプ場初め15か所防災設備点検整備業務委託（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年XX月XX日から令和9年3月31日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 受注者は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、X, XXX, XXX円（消費税及び地方消費税分XXX, XXX円を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは受注者に対して報告を求め、又は受注者に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 発注者は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面により定めるものとする。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、発注者受注者協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害は、発注者が負担する。この場合において、発注者が負担すべき額は、発注者受注者協議して定める。

2 発注者は、委託業務の履行に関して発生した事故により受注者の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（受注者の債務不履行）

第10条 受注者は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、発注者に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、発注者が定める。

2 前項の場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 受注者は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を発注者が定める方式により発注者に通知し、発注者の確認を求めなければならない。

2 受注者は、前項の確認の結果補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、前項の規定に準じ、発注者の確認を受けなければならない。

(委託金の支払)

第12条 受注者は、委託業務のすべてについて完了した後に、前条の規定による確認を受けた後、発注者に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を受注者に支払わなければならない。なお、消費税及び地方消費税率については、委託業務の完成通知書を提出した日における税率を適用するものとする。

3 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第13条 発注者は、次条及び受注者の債務不履行による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を継続して履行できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 債務の履行を拒絶する意思を明確に示したとき。

(3) 第21条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。

(4) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、発注者が受注者に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を受注者に支払わなければならない。

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者に対して3か月前までに通知をしてこの契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 受注者の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 受注者の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 受注者の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 受注者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受注者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、発注者の責務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を越えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（受注者の不完全履行責任）

第18条 発注者は、受注者がその責めに帰すべき事由により不完全な履行をしたと認められるときは、受注者に対し、完全な履行を請求することができる。

2 発注者は、受注者に対し、前項の完全な履行に代え、又は完全な履行とともに損害賠償を請求することができる。

（賠償金等の徴収）

第19条 発注者は、受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者が受注者に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは受注者に追徴する。

（秘密の保持等）

第20条 受注者は、委託業務の履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 受注者は、受注者又は受注者の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、発注者が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報取扱特記事項の遵守)

第21条 受注者は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めるときは、受注者の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができる。

(和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守)

第22条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産（以下「情報資産」という。）を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして前条第1項に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

3 甲は、乙が第1項及び前項の規定に違反して情報資産の取扱いをしていると認めるときは、前条第2項の規定を準用する。

(合意管轄)

第23条 この契約に関し、発注者受注者間に訴訟の必要が生じた場合、発注者を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第24条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 和歌山市七番丁23番地  
和歌山市  
和歌山市公営企業管理者 瀬崎典男

受注者

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

### (適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。

(2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。

(3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

### (教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

### (複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

### (持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し  
てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、  
書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその  
処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限  
りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなけ  
ればならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項  
第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速や  
かに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に  
従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法  
で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理  
状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものと  
し、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、  
甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が  
生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しな  
ければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生  
した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その  
損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並  
びに当該事故の事実を公表できるものとする。

## 質問・回答について

1 委 託 名 称 中央終末処理場防災設備点検整備業務委託・手平中継ポンプ場初め15か所防災設備点検整備業務委託

2 委 託 番 号 35・36

3 担 当 課 終末処理場管理課

### 4 質 問 及 び 回 答

(1) 質問は、文書で提出してください。提出は持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールによるものとし、電話によるものは受け付けません。ただし、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより質問書を提出した場合は、着信を確認してください。

(2) 提出先は、公告文等についての質問は契約課調達班、仕様書等についての質問は担当課となります。(入札説明書4参照)

(3) 質問の提出の受付は、公告日から令和8年6月5日(和歌山市の休日をも定める条例(平成元年条例第62号)第1条に規定する休日を含まない。)までの執務時間中(8時30分から17時15分まで)とします。

(4) 回答については、できるだけ速やかに和歌山市企業局のホームページに掲示します。